

# 第12回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年6月27日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	4番 前原 良行	6番 原 美智子
7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行	10番 山越 典子
11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基	15番 船越 康博	16番 井村 美江
17番 森 博之	18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

3番 西良 利彦	5番 金西 章	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄
----------	---------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二
----------	----------	----------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

- 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

総会開始 午後1時30分

**議長（青木会長）**

それでは、小松島市農業委員会 第12回総会を開催いたします。  
議事に入る前に議事録署名者に、4番前原良行委員、13番服部雅基委員をご指名いたします。  
よろしくお願いいたします。

なお、3番西良委員、5番金西委員、12番増井委員、14番川瀬委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（次長）**

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、1件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

**議長（青木会長）**

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田3筆、合計面積2,746㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は高齢により、農地を手放そうと考えていたところ、譲渡人と所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

**議長（青木会長）**

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**11番 賀出委員**

立江地区の賀出です。現地を確認してきましたが、周りは田んぼで特に問題はないと思います。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は3件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、転用面積202㎡、転用目的は住宅の建築でございます。

申請者は市内在住である〇〇と〇〇で、土地所有者の息子夫婦でございます。

申請人夫婦は現在隣接地にて居住していますが、子供が大きくなり住居の建設を計画していました。土地所有者である父に相談したところ、申請地に住居を建設すれば子供の送り迎え等子育てについて協力が得られるとのことから、申請地を貸借し住宅を建設することとなったことから、この度の5条申請に至りました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より西へ約1.4kmに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は平成20年に土地改良事業の対象となった農地であることから第1種農地と判断されます。原則1種農地の転用は不可ではありますが、農地法施行規則第33条第4号にて『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』は不許可の例外に該当することから住宅の建設は可能となります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、既に農業用倉庫が存在していることから、土砂の流出はありません。なお、その農業用倉庫は土地所有者が相続する前より建設されていたことから始末書が提出されております。

排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、西側水路にて放流することを〇〇土地改良区より同意書を頂いております。上水道については、既設の水道管より引き込むことを市水道部と協議済みでございます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資証明書がその金融機関より発行されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

## 議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項がありましたらお願いします。

## 10番 山越委員

担当の山越です。現地を確認しに行ってみました。申請者夫婦は家族が増えたこともあり、申請地に住宅の建築をすることとなりました。申請地は現在も倉庫が建っていることにより、始末書が提出されているということです。問題ないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

## 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、転用面積346㎡、転用目的は専用住宅でございます。

申請者は市内在住である〇〇と〇〇で、土地所有者の娘夫婦でございます。

申請人夫婦は現在賃貸アパートにて居住していますが、両親の心配あり、部屋も手狭なことから土地所有者である妻の父と協議を行った結果、申請地を貸借し住宅を建設することとなり、この度の5条申請に至りました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より北西へ約800mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は平成8年に土地改良事業の対象となった農地であることから第1種農地と判断されます。原則1種農地の転用は不可ではありますが、農地法施行規則第33条第4号にて『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』は不許可の例外に該当することから住宅の建設は可能となります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を施したうえで山土にてかさ上げを行うことで隣接地には被害はないと考えます。

排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、南側水路にて放流することを水利管理者である〇〇土地改良区より同意書を頂いております。上水道については、東側公衆用道路に埋設された既設の水道管より引き込むことを市水道部と協議済みでございます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資を受けた残高証明書がその金融機関より発行されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

### 議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 8番 豊田委員

担当の豊田です。現地確認に行ってきました。使っていない農地なので、転用に支障はないと思います。宜しくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号3番の説明をお願いします。

### 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号3番、田1筆、転用面積254㎡、転用目的は専用住宅でございます。  
申請者は市内在住である〇〇とその妻〇〇で、土地所有者の孫娘夫婦でございます。  
申請人夫婦は現在賃貸アパートにて居住していますが、子供が生まれたことから手狭になったことから、実家にも近い土地を所有していた祖父と協議を行った結果、申請地を貸借し住宅を建設することとなり、この度の5条申請に至りました。  
申請地は、〇〇より西へ約450mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。  
農地区分は昭和55年に土地改良事業の対象となった農地であることから第1種農地と判断されます。原則1種農地の転用は不可ではありますが、農地法施行規則第33条第4号にて『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』は不許可の例外に該当することから住宅の建設は可能となります。  
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を施したうえで土石にてかさ上げを行うことで隣接地には被害はないと考えます。  
排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、既存水路にて放流することを水利管理者である〇〇土地改良組合より同意書を頂いております。上水道については、市道〇〇道路に埋設された既設の水道管より引き込むことを市水道部と協議済みでございます。  
転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資証明書が発行されています。  
以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号3番については、許可やむを得ないと考えます。

### 議長（青木会長）

担当の樋富委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 9番 樋富委員

担当の樋富です。現地確認に行ってみましたが、現場は道路に面し、周りはずでに住宅が並び、現地はきれいに管理されて、別に問題はないと思います。宜しくお願いいたします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。  
以上で議案第2号の審議を終了いたします。  
引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

## 事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は6件、15筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

先月の総会でもご説明させていただき、「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

5ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。  
以上です。

## 議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。  
それでは、議案第3号の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。  
以上で議案第3号を終了いたします。  
以上で議案についての審議を終了いたします。  
それでは、引き続き議案外に移ります。  
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の7ページをお開きください。  
報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積732㎡、転用目的は住宅、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。  
以上です。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。  
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時50分

会議録署名委員 4番 前原 良行 委員 13番 服部 雅基 委員